

平成 2 2 年 6 月 2 8 日
官民競争入札等監理委員会
配 布 資 料

入札監理小委員会における審議結果の報告
国民年金保険料収納事業

入札監理小委員会における審議結果の報告

国民年金保険料収納事業

日本年金機構の国民年金保険料収納事業に関し、下記案件について入札監理小委員会で審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

- ・平成19年度開始事業及び平成20年度開始事業の民間委託事業の評価（案）
- ・平成22年度開始事業の実施要項（案）

1. 小委員会の開催実績

(1) 評価(案)の審議について

- ① 2月19日
- ② 3月19日
- ③ 4月21日
- ④ 5月21日
- ⑤ 5月26日(官民競争入札等監理委員会)
- ⑥ 6月4日(評価(案)議了)

(2) 実施要項(案)の審議について

- ① 6月4日
- ② 6月18日(実施要項(案)議了)

2. 前回の官民競争入札等監理委員会以降の審議内容

(1) 日本年金機構による改善提案について

- ① 日本年金機構における保険料収納事業の実施体制の強化
- ② 入札の総合評価方式について、除算方式から加算方式に変更し、技術評価点と価格評価点の割合を3:1とするとともに、評価基準表の得点配分についても、戸別訪問を重視したものに修正
- ③ 個別訪問従事者の必要最低限の配置数を各年金事務所(185事務所)ごとに設定
更に、下記文言も実施要項に記載
「なお、上記必須配置数は、保険料滞納者に対する納付督促及び免除等申請手続の勧奨等業務の実施に最低限必要な人員として、平成21年度における各年金事務所の国民年金推進員(主に免除等申請手続の勧奨業務を実施)の配置数を基に算出したものであり、民間事業者は、業務の適切な実施に必要なとなる十分な人員の配置に最大限取り組むものとする。」

(2) 実施要項の審議について

6月18日、入札監理小委員会主査のコメントに対応することを条件に、実施要項(案)を議了

(3) 評価の記者発表

本日、官民競争入札等監理委員会終了後、内閣府が予定

以 上

日本年金機構の国民年金保険料収納事業
(平成19年度及び平成20年度 民間競争入札実施事業)
に対する評価

平成22年6月28日

内閣府

1 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づき民間競争入札が行われた日本年金機構の国民年金保険料収納事業（平成19年10月事業開始分及び平成20年10月事業開始分）について、実施期間終了後の内閣総理大臣による評価を実施し、本日6月28日の官民競争入札等監理委員会に入札監理小委員会主査コメントとともに付議され、評価を確定した。

(注) 1 特殊法人 日本年金機構(昨年12月まで社会保険庁)所管の国民年金保険料収納事業は、公共サービス改革法第7条に基づく公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日及び平成19年10月26日閣議決定）において、公共サービス改革法第14条に基づく民間競争入札（以下「民間競争入札」という。）を実施することとされた。

2 公共サービス改革法第7条第8項の規定により、内閣総理大臣は、競争入札対象公共サービスの実施期間の終了にあわせて、競争入札対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行い、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成するものとすることとされている。

2 内閣府による評価は、国の行政機関等がより良質かつ低廉な公共サービスを実現するために、事業の終了時に事後チェックを行うためのものである。内閣府は今回の評価において日本年金機構の対応の不十分であった事項に対し是正策等を指摘しており、厚生労働省及び日本年金機構が、この評価結果を踏まえて、今後は本事業が効率的かつ効果的な実施となるよう取り組むことを期待している。

(1) 国民年金保険料収納事業に対する本評価においては、

- ① 本事業の落札金額が毎年度大幅に低下する一方で、納付率の目標を達成しない年金事務所が増加し、納付率の水準が低下する傾向にあること、
- ② 日本年金機構が民間委託する際に、滞納者への納付督促の方法等を契約上具体的に指示せずに民間事業者の裁量に委ねていること
- ③ 納付率向上に効果的な戸別訪問を、民間事業者は経費がかかるとして十分に実施せずに、電話による納付督促に事業を集中していることが、納付率

の水準の低下の要因となっていること、

- ④ 民間事業者は、競争上、戸別訪問を大幅に削減してより安値の応札を行わざるを得ない状況にあること

等が判明した。

(2) このような状況では、公共サービス改革法の理念である、民間事業者の創意工夫による公共サービスの質の維持向上を図ることは困難と判断されることから、本評価においては是正措置として、以下の事項を厚生労働省及び日本年金機構に対して求めることとした。

- ① 現在実施中の事業（平成21年10月事業開始分）の改善
- ② 戸別訪問等の民間委託内容の具体化。社会保険庁時代の戸別訪問（国民年金推進員）の実績の開示等により、戸別訪問の期待水準を明確化すること。
- ③ 落札者決定に当たっての入札の総合評価方式について、除算方式から加算方式に変更し、価格評価点と比べて技術評価点の得点配分をより重くすること
- ④ 入札の評価に際しての得点配分に関し、戸別訪問の得点配分をより重くすること
- ⑤ 戸別訪問を実施することが事業上重要であることを達成目標として明らかにすること

3 本評価に対する対応として、7月6日閣議決定予定の公共サービス改革基本方針案の国民年金保険料収納事業の項目に評価内容を踏まえて事業を見直すよう記載を追加した。また、本評価と併せて本日6月28日の官民競争入札等監理委員会の議を経た日本年金機構作成の平成22年10月事業開始分の実施要項においては、内閣府による評価の指摘事項を受けて内容の大幅な見直しが行なわれている。

4 国民年金保険料の収納事業の実施要項の見直しが有効な事業実施と着実な成果をもたらす必要があることから、内閣府としては、今後、官民競争入札等監理委員会とも協議の上、平成21年10月事業開始分及び平成22年10月事業開始分の事後評価の開始時期を早め、実施状況のモニタリングを的確に行なう予定である。

以上

(参考)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
(平成十八年六月二日法律第五十一号)

第七条 内閣総理大臣は、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 公共サービス改革基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項

二 競争の導入による公共サービスの改革のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 競争の導入による公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置(特定公共サービスの範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。以下この条において同じ。)についての計画(次号に掲げるものを除く。)

四 競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置についての計画

五 官民競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービス(以下「官民競争入札対象公共サービス」という。)の内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項

六 民間競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービス(以下「民間競争入札対象公共サービス」という。)の内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項

七 廃止の対象とする国の行政機関等の公共サービスの内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、競争の導入による公共サービスの改革の実施に関し必要な事項

(略)

8 内閣総理大臣は、前項の見直しに当たっては、第九条第二項第二号に規定する官民競争入札対象公共サービスの実施期間の終了又は第十四条第二項第二号に規定する民間競争入札対象公共サービスの実施期間の終了にあわせて、当該官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行い、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成するものとする。

(略)

第十四条 国の行政機関等の長等は、公共サービス改革基本方針において民間競争入札の対象として選定された公共サービスごとに、遅滞なく(法令の制定又は改廃を要するものにあつては、その制定又は改廃後遅滞なく)、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めなければならない。

(略)

国民年金保険料の収納事業
平成 22 年度事業開始分の実施要項審議の議了に当たっての
官民競争入札等監理委員会入札管理小委員会
主査コメント

平成 22 年 6 月 18 日

1. 実施要項の抜本的な見直し

- (1)平成 19 年度事業開始分及び平成 20 年度事業開始分の実施が十分な成果を達成しなかったことから、公共サービス改革法第 7 条第 6 項に基づく内閣総理大臣の評価(案)は、戸別訪問の重視等の抜本的な見直しを厚生労働大臣及び日本年金機構理事長に求める内容となっている。
- (2)今回の実施要項(案)は、内閣総理大臣による評価(案)を踏まえ、戸別訪問を担当する従事者の配置数の具体化、総合評価の方式の見直し、機構と受託民間事業者の連携方法の具体化等が盛り込まれている。

2. 事業実施体制の強化の必要性

- (1)国民年金保険料の収納事業の実施要項の見直しが有効な事業実施となるためには、日本年金機構において、本事業を担当する幹部及び職員に、民間事業者との円滑な連携が可能となるよう的確な人材登用と人材配置を更に推進するよう日本年金機構に要請する。
- (2)人材配置においては、特に、的確な落札者の決定と業務内容の明確な契約の締結が重要となるため、民間事業者に対して効果的かつ効率的な戸別訪問等の実現を適切に要請することが可能な人材配置を行なうよう留意することが重要である。
- (3)また、民間事業者を選定する評価委員会について、民間事業者の事業遂行能力を「詳細かつ具体的に」見極める能力を有する委員を選定し、応募民間事業者の事業遂行能力についてプレゼンテーションと質疑応答を通じて「詳細に質し」、判断するプロセスをぜひとも確保するよう配慮することが重要である。
- (4)落札事業者決定後、各地域の事業進捗を「具体的に」管理可能な体制を構築することを日本年金機構に要請する。
- (5)また、本件は、事業開始までの日程が短期間のため、入札手続を迅速に進めるとともに、事業開始前から事業立ち上がりの時期において、民間事業者が事業を円滑に行えるよう確実かつ適切な連携を行うことを日本年金機構に要請する。

※日本年金機構は、事業実施前の受託民間事業者への研修を実施して、スムーズに事業を開始できるように実地指導すること、業績が不安定となりがちな事業立ち上がり時期に、その点を配慮しつつ、「きめ細かく」事業進捗管理を行うことが期待される。

3 事業実施の成果の重視

国民年金保険料の収納事業の実施要項の見直しが有効な事業実施と着実な成果をもたらすためには、平成 22 年度開始事業の事後評価の開始時期を早め、モニタリングを的確に行なう必要がある。

また、平成 21 年度開始事業についても、内閣総理大臣による評価(案)において実施体制の見直しが要請されていることを踏まえ、事後評価の開始時期を早め、モニタリングを的確に行なう必要がある。

以上を踏まえ、厚生労働省及び日本年金機構から、日程調整の上、本年夏以降の早い時期に、平成 22 年度開始事業の入札結果の報告と平成21年度開始事業における平成 22 年4月までの事業実績について官民競争入札等監理委員会入札監理小委員会に報告するよう要請する。

なお、本事業の事業実績の報告は、半年毎に要請することも必要と考えるが、次回の事業実績の報告の際に改めて検討する予定である。

以上

官民競争入札及び民間競争入札対象事業の評価

1 根拠

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。)第7条第8項の規定により、内閣総理大臣は、官民競争入札又は民間競争入札対象公共サービスの実施期間の終了にあわせて、当該対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行い、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成するものとする事とされている。
- (2) 公共サービス改革基本方針(平成21年7月10日閣議決定)第2「5対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価及びこれに伴う基本方針の見直し(2)③」において、内閣総理大臣は、評価案について、官民競争入札等監理委員会の議を経た上で、評価を確定することとされている。

2 事業の評価の現状(平成22年6月28日現在)

官民競争入札及び民間競争入札対象事業(参考参照)

実施要項の件数	91
うち事業を開始している件数	84
うち事業の評価が終了した件数	21

今年度は今後10件程度の事業の評価を行う見込み。

これまでの事業の評価は、国民年金保険料収納事業を除くと、実施状況は概ね良好なものと評価されてきている。

官民競争入札及び民間競争入札対象事業実施期間等一覧表

No.	事業名	所管省庁	実施要項 付議日	事業実施期間			実績評価
				事業開始	事業終了	期間	
1	科学技術研究調査(H19年度)	総務省	H19.1.30	H19.4	H19.12	9ヵ月	H20.5.29
2	アビリティーガーデン	厚労省	H18.12.5	H19.4	H20.3	1年	H20.8.6
3	私のしごと館	厚労省	H18.12.5	H19.4	H20.8	1年5ヵ月	H21.2.25
4	経済産業省企業活動基本調査(H20年度)	経産省	H19.12.21	H20.4	H21.3	1年	H21.8.20
5	社会福祉施設等調査等(H20年度)	厚労省	H20.3.27	H20.7	H21.3	9ヵ月	H21.8.20
6	就労条件総合調査(H20年度)	厚労省	H20.6.19	H20.9	H21.3	7ヵ月	H21.8.20
7	求人開拓事業(H19年度)	厚労省	H18.12.12	H19.4	H20.3	1年	H22.1.29
8	求人開拓事業(H20年度)	厚労省	H19.11.28	H20.4	H21.3	1年	H22.1.29
9	旅行博覧会・展示会等への出展業務	国交省	H20.10.27	H21.4	H22.2	11ヵ月	
10	キャリア交流プラザ(H19年度)	厚労省	H18.12.12	H19.4	H22.3	3年	
11	人材銀行	厚労省	H18.12.12	H19.4	H22.3	3年	
12	森林技術総合研修所(施設)	農水省	H20.11.28	H21.4	H22.3	1年	H22.3.31
13	国民年金保険収納事業(H19年度)	厚労省	H19.7.9	H19.1	H22.9	3年	H22.6.28
14	国民年金保険収納事業(H20年度)	厚労省	H20.4.18	H20.1	H22.9	2年	H22.6.28
15	科学技術研究調査(H20年度)	総務省	H19.12.21	H20.4	H22.12	2年9ヵ月	H22.5.26
16	情報処理技術者試験(H19年度)	経産省	H19.5.23	H19.1	H22.12	3年3ヵ月	H22.5.26
17	情報処理技術者試験(H21年度)	経産省	H20.12.16	H21.4	H22.12	1年9ヵ月	
18	木材価格統計調査(H20年度)	農水省	H20.7.3	H20.11	H22.12	2年2ヵ月	H22.3.31
19	牛乳乳製品統計調査(H20年度)	農水省	H20.7.3	H20.11	H23.1	2年3ヵ月	H22.3.31
20	生鮮食品価格・販売動向調査(H20年度)	農水省	H20.7.3	H20.11	H23.2	2年4ヵ月	H22.3.31
21	通訳案内士試験業務	国交省	H20.11.28変更	H21.2	H23.2	2年1ヵ月	
22	在日外交官日本語研修	外務省	H19.12.21	H20.7	H23.3	2年9ヵ月	
23	車両検査機器の保守・管理	国交省	H21.4.2変更	H21.6	H23.3	1年10ヵ月	
24	就労条件総合調査(H21年度)	厚労省	H21.4.27	H21.9	H23.3	1年7ヵ月	
25	消費動向調査	内閣府	H21.11.4	H22.4	H23.3	1年	
26	(独)駐留軍等労働者労務管理機構の情報システム運用管理	防衛省	H21.9.25	H22.4	H23.3	1年	
27	自動車検査(独)の中央実習センター(施設)	国交省	H20.9.25	H21.4	H23.3	2年	
28	登記簿等の公開に関する事務(H20年度)	法務省	H19.9.13	H20.4	H23.3	3年	H22.3.31
29	登記簿等の公開に関する事務(H21年度)	法務省	H20.8.6	H21.4	H23.3	2年	H22.3.31
30	東京国際交流館プラザ平成	文科省	H19.11.28	H20.4	H23.3	3年	H22.6.28
31	広島国際交流会館	文科省	H19.11.28	H20.4	H23.3	3年	H22.6.28
32	見本市・展示会情報webの管理・運営	経産省	H20.10.27	H21.4	H23.3	2年	H22.6.28
33	(独)工業所有権情報・研修館の民間事業者向け研修	経産省	H20.12.16	H21.4	H23.3	2年	
34	(独)経済産業研究所の中国語HPの維持・管理	経産省	H21.2.25	H21.6	H23.5	2年	
35	民間給与実態統計調査	財務省	H21.4.2	H21.9	H23.6	1年10ヵ月	
36	内水面漁業生産統計調査	農水省	H21.7.6	H21.11	H23.8	1年10ヵ月	
37	医業未収金徴収業務	厚労省	H20.3.27	H20.1	H23.9	3年	
38	(独)経済産業研究所のデータベースシステムの運営	経産省	H21.8.20	H21.11	H24.2	2年4ヵ月	

No.	事業名	所管省庁	実施要項 付議日	事業実施期間			実績評価
				事業開始	事業終了	期間	
39	アジア経済研究所図書館運営	経産省	H21.11.4	H22.4	H24.3	2年	
40	大阪第2国際交流会館	文科省	H20.10.27	H21.4	H24.3	3年	
41	海外移住資料館の管理・運営	外務省	H20.9.25	H21.4	H24.3	3年	
42	外務省研修所(施設)	外務省	H20.10.27	H21.4	H24.3	3年	
43	環境調査研修所(施設)	環境省	H20.10.27	H21.4	H24.3	3年	
44	経済産業省企業活動基本調査(H21年度)	経産省	H20.12.16	H21.4	H24.3	3年	
45	警察大学校(施設)	警察庁	H20.10.27	H21.4	H24.3	3年	
46	国際協力人材センターの業務	外務省	H20.9.25	H21.4	H24.3	3年	
47	国土交通大学校柏(施設)	国交省	H21.4.27変更	H21.7	H24.3	2年9ヵ月	
48	国土交通大学校小平本校(施設)	国交省	H20.10.27	H21.4	H24.3	3年	
49	財務本省研修所(施設)	財務省	H20.10.27	H21.4	H24.3	3年	
50	(独)国民生活センター相模原事務所の企画・管理・運営	消費者庁	H20.11.28	H21.4	H24.3	3年	
51	社会福祉施設等調査等(H21年度)	厚労省	H21.7.6変更	H21.8	H24.3	2年8ヵ月	
52	情報通信政策研究所(施設)	総務省	H20.10.27	H21.4	H24.3	3年	
53	水質汚濁物質排出量総合調査等	環境省	H21.4.27	H21.7	H24.3	2年9ヵ月	
54	(独)日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運営	文科省	H20.10.27	H21.4	H24.3	3年	
55	税務大学校(施設)	財務省	H20.10.27	H21.4	H24.3	3年	
56	全国消費者フォーラム、企業研修	消費者庁	H21.4.27	H21.8	H24.3	2年8ヵ月	
57	中央畜産研修施設(施設)	農水省	H20.10.27	H21.4	H24.3	3年	
58	東京国立博物館等の管理・運営	文科省	H21.5.15	H21.1	H24.3	2年6ヵ月	
59	東京国立博物館の来館者対応等	文科省	H21.9.25	H22.4	H24.3	2年	
60	永田町合同庁舎の管理・運営	内閣府	H20.10.27	H21.4	H24.3	3年	
61	農業物価統計調査	農水省	H21.7.6	H21.11	H24.3	2年5ヵ月	
62	ビジネスライブラリー運営	経産省	H21.11.4	H22.4	H24.3	2年	
63	東京国立近代美術館等の管理・運営	文科省	H20.10.27	H21.4	H24.3	3年	
64	法務省浦安総合センター(施設)	法務省	H20.10.27	H21.4	H24.3	3年	
65	労働大学校(施設)	厚労省	H20.10.27	H21.4	H24.3	3年	
66	大学入試センターの試験業務	文科省	H21.4.2	H21.1	H24.4	2年7ヵ月	
67	UR営業センター、現地案内所業務	国交省	H20.10.27	H21.7	H24.6	3年	
68	国民年金保険収納事業(H21年度)	厚労省	H21.6.16	H21.1	H24.9	3年	
69	労災病院の医業未収金徴収	厚労省	H21.4.2	H21.1	H24.9	3年	
70	情報処理技術者試験(H22年度)	経産省	H22.1.29	H22.1	H25.12	3年3ヵ月	
71	キャリア交流プラザ(H22年度)	厚労省	H22.3.9	H22.7	H25.3	2年10ヵ月	
72	経済産業研修所(施設)	経産省	H21.11.4	H22.4	H25.3	3年	
73	建設関連業等の動態調査	国交省	H21.12.10	H22.4	H25.3	3年	
74	国立科学博物館の管理・運営	文科省	H21.11.4	H22.4	H25.3	3年	
75	自治大学校(施設)	総務省	H21.11.4	H22.4	H25.3	3年	
76	消防大学校(施設)	総務省	H21.11.4	H22.4	H25.3	3年	
77	滝野すずらん丘陵公園の管理運営	国交省	H21.9.25	H22.4	H25.3	3年	
78	登記簿等の公開に関する事務(H22年度)	法務省	H21.7.30	H22.4	H25.3	3年	

No.	事業名	所管省庁	実施要項 付議日	事業実施期間			実績評価
				事業開始	事業終了	期間	
79	東京臨海広域防災公園の管理運営	国交省	H21.9.25	H22.4	H25.3	3年	
80	農林水産研修所(施設)	農水省	H21.11.4	H22.4	H25.3	3年	
81	兵庫国際交流会館	文科省	H21.12.10	H22.4	H25.3	3年	
82	大山隠岐国立公園	環境省	H22.1.29	H22.7	H25.6	3年	
83	新宿御苑の管理運営	環境省	H22.1.29	H22.7	H25.6	3年	
84	公害健康被害補償業務の徴収業務	環境省	H20.10.27	H21.3	H26.3	5年1ヵ月	
85	中小企業大学校(旭川校、直方校)の研修・施設管理	経産省	H20.8.21	H20.12	H26.3	5年4ヵ月	
86	税関研修所等(施設)	財務省	H21.11.4	H22.4	H27.3	5年	
87	刑事施設の運營業務	法務省	H21.11.4	H22.4	H29.3	7年	
88	木材価格統計調査(H22年度)	農水省	H22.6.28	H22.11	H26.1	3年3ヵ月	
89	牛乳乳製品統計調査(H22年度)	農水省	H22.6.28	H22.11	H26.1	3年3ヵ月	
90	生鮮食品価格・販売動向調査(H22年度)	農水省	H22.6.28	H22.11	H26.2	3年4ヵ月	
91	国民年金保険収納事業(H22年度)	厚労省	H22.6.28	H22.1	H24.9	2年	

(注)実績評価欄の日付は、監理委員会本委員会への付議日である。